

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
(バリアフリー新法) に関連する取組について

バリアフリー新法第9条の4から6に基づきシーサイドラインにおける「移動等円滑化取組計画書」(別紙)を国土交通大臣に提出しました。

※平成30年5月にバリアフリー法が改正され、公共交通事業者等は、[1]バリアフリーに関するハード・ソフト取組計画の作成・公表 [2]取組状況等の報告・公表を行う制度が創設されました。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000181.html

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月26日

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1
 事業者名 株式会社横浜シーサイドライン
 代表者名 代表取締役社長 三上 章彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

金沢シーサイドラインでは、転落防止対策としてホームドアを全駅（14駅）に開業時より整備しています。また、バリアフリー・移動円滑化への取り組みとして2018年度までに12駅がエレベーター、2駅がスロープによる1ルート of 整備を完了していますが、更に利用し易くなるよう関係機関との協議を進めてまいります。旅客トイレについては、設置されている5駅全てに多機能トイレが整備済みです。

また、車両については、既に全ての車両で公共交通移動円滑化基準に適合しています。

これらのことから旅客施設及び車両については特に大きな課題はありません。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

当社においては次の対応を既に実施しておりますが継続的且つ確実に実施していくことが重要ですので、これを継続します。

ア) 無人駅における、乗降補助の申し出に対する迅速且つ確実な対応。

イ) 事前連絡先のホームページでの公表と取組の周知。

ウ) 乗降補助を行う係員への対応方法の教育・訓練。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
なし	なし

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供 人員配置の工夫 高齢者や障害者の接遇に関する有資格者係員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無人駅において事前連絡または駅インターホンにて乗降補助の申し出については近隣の有人駅の係員が迅速に対応します。 ・ 市大医学部駅は、病院隣接駅のため旅客支援対象者が多いことから平日の10時～18時の間係員を配置し、旅客支援が行えるような体制を継続します。 ・ 駅係員の9割程度が高齢者や障害者等の接遇に関する資格(サービス介助士)を有する係員を配置していますが、今後も継続的に社員の資格取得に取り組みます。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供 乗車方法の案内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗降補助サービスにあたり、事前連絡用の案内をホームページに掲出し周知を継続します。 ・ 運賃や乗車方法について、ホームページに掲出し、継続的に周知を図っていきます。 ・ ホームページ上での各情報を利用者がより分かりやすく閲覧できるように継続的に改善を図ります。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供 高齢者や障害者の接遇に関する有資格者係員の配置	<p>乗降補助サービスを行う係員へ、その対応方法の教育を継続的に実施します。</p> <p>高齢者や障害者等の接遇に関する資格(サービス介助士)を当社が全額負担して積極的な資格取得の環境を継続します。</p>

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

この度の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」並びに関連する省令および告示について全管理職が更なる理解を深めるために管理職向け社内研修を実施します。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。